

社団法人 デジタルメディア協会
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人デジタルメディア協会（以下「本協会」という。）の定款第17条に基づき、常勤の役員（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員の報酬は月額1,000,000円までの範囲内で、理事会の議決を経て理事長が別に定める額とする。

(役員の実費の弁償)

第3条 役員が本協会のために使用した経費は、本協会において負担する。

社団法人 デジタルメディア協会
役員退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人デジタルメディア協会（以下「本協会」という。）の常勤の役員（以下「役員」という。）の退職慰労金について定めることを目的とする。

(役員退職慰労金の支給対象)

第2条 役員には退職慰労金を支給しない。ただし、理事会の議決を得た役員には退職慰労金を支給することができる。

- 2 前項に該当する役員が退職し、または死亡したとき退職慰労金を支給する。
- 3 前2項の規程に関わらず、役員が定款第16条第2項により解任されたときは退職慰労金を支給しない。

(退職慰労金の額)

第3条 退職慰労金の額は、役員の退職時または死亡時において支給されていた年間報酬の1/2に、在任期間（月数）／12を乗じて得た額とする。

- 2 前項の在任期間は、選任された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは1月として計算する。
- 3 退職慰労金の額の計算において、千円未満の端数は千円に切り上げる。